

第3回富士川正常流量検討会 議事要旨

【開催概要】

- 日程: 令和6年11月27日(水) 15:00～17:00
- 会場: 甲府河川国道事務所第5会議室(対面、WEB 併用方式)
- 出席者: 末次委員長(対面)
(対面) 浅見委員、岡崎委員、風間委員、清水委員、馬籠委員
(WEB) 秋山委員、大槻委員、絹村委員
オブザーバー: 山梨県、静岡県
(欠席: 大石委員、大山委員)

【議事概要】

1. 開会

- ・開会あいさつ

2. 事務所長挨拶

草野甲府河川国道事務所長

- ・本検討会は、7月に第1回、9月に第2回を開催し、今回で第3回となる。
- ・正常流量については、最終的には河川法に基づく河川整備基本方針の中で位置づけられるため、その位置付けにあたっては国土交通省の社会資本整備審議会河川分科会で議論される。
- ・本日は、本検討会でのとりまとめを目指して、正常流量案を示した上で、皆様に議論していただきたい。

3. 委員長挨拶

末次委員長

- ・検討会は、今日で3回目となる。振り返ってみると、1回目は項目別必要流量を検討して決定した維持流量の振り返りを行った。
- ・2回目は、流量観測結果に基づいて水利流量を設定して、正常流量について検討してきた。
- ・今日は、これまでの検討結果をもとに清水端地点における正常流量を月別で設定したいと考えている。
- ・前回の議論を受けて、水収支の区間や伏没の区間を見直し、慣行水利権や新たな下水道流域を含めた検討を行っている。これらの検討案に対して、短い時間だが最後まで議論をお願いしたい。

4. 議事

1) 第2回検討会におけるご意見・ご質問と対応結果(資料-1)

事務局より資料を説明し、以下のとおりやりとりがあった。

- ・下流の今回の水収支が維持できるように、発電取水について関係者と協議していくための流量をここで決めたいという理解でよい。

事務局:正常流量は低水管理の目標であるため、清水端地点だけではなく、水収支の目標を設け、その目標が達成できるように、関係者と協議・調整をしていきたいと考えている。

・4月と11月の水収支計算の差が示されているが、前回と今回で、年間を通して最も流量の差が大きいのは7月でどのくらいの量か。

事務局:最も差が大きいのは7月で前回と比べると $3\text{m}^3/\text{s}$ 増えている。

・4月の水収支計算では、維持流量と水収支が重なっている78kぐらいがクリティカルポイントになっているように見えるが、そこを明確に示した方がよい。

事務局:ご指摘のとおり、維持流量と水収支のラインが重なっている箇所がクリティカルポイントとなっているため、資料にもクリティカルポイントを記載する。

2) 正常流量の設定に向けた検討について(資料-2)

事務局より資料を説明

富士川における今後の河川管理について説明

以下のとおりやりとりがあった。

・水利流量の設定では、「水利流量に発電用水は考慮しない。」とあり、水収支の計算結果のところでは、ただし書きで発電用水取水堰の下流で水利流量と維持流量を確保した場合を想定しているとある。もう少し分かりやすい表現にしてほしい。

・内容は理解できるが、説明を受けない人も理解できるような表現が必要。

・実際は、維持流量まで確保できていないため、中間目標を達成するようにこれから協議していくということでよい。維持流量が決定しているので、今後、維持流量と水利流量を確保に向けて、河川の維持をしていくという意思表示を示すというように感じた。

事務局:そのとおりである。

・利水については、ここに出てこない取水や発電所に関わっている取水、維持流量が定められていない支川もあり、水利調整は大変難しいと思う。特に農業用水については、作物が枯れると収入がなくなり農家の方は死活問題となるため、とても気にされる。利水者の生活が脅かされないようなことを含めて関係機関と利水者と調整が適切に行われるように、改めてお願いしたい。

・維持流量と水収支計算が重なる区間は水収支が前に出るように重ねた方がわかりやすい。

・基本方針の変更には、全国的に取り組んでいる流域治水のような、時代の流れをぜひ取り入れてほしい。

(委員長)

・これで本日の議題を終了する。3 回いろいろと議論して、事務局に検討案をまとめてもらった。検討会としては、了解としたい。

5. その他

- ・今回設定した正常流量は、社会資本整備審議会での意見聴取のあと、富士川水系河川整備基本方針の変更とあわせて決定される。
- ・本日の検討会の資料は、確認したのち、ホームページで公表する予定である。

6. 閉会

- ・閉会あいさつ